

保護者各位

寄居町教育委員会

令和3年度学校給食費補助金（第3子以降給食費無料化事業）の
申請について（お知らせ）

町では、多子世帯の経済的負担を軽減することにより子育て支援を推進するため、学校給食費の補助を実施しています。

つきましては、学校給食費の補助に係る「給食費補助金交付申請書」をお送りしますの
で、下記事項を確認のうえ、対象者は児童・生徒が就学する町立の各小・中学校へ提出
してください。

記

1 対象者

3人以上の子どもを扶養し、そのうち出生の早い順から数えて第3番目以降の児童・
生徒の学校給食費を負担している保護者。

なお、保護者と扶養されている子どもは、ともに寄居町に住所を有し生計を一に
している必要があります。【詳細は裏面参照】

2 次のいずれかに該当するときは、対象になりません。

- ① 学校給食費に未納がある。
- ② 国又は地方公共団体の負担において学校給食費に係る扶助を受けている。
- ③ 生活実態が認められない。

3 申請手続について

対象となる保護者は、4月9日(金)までに、別紙「給食費補助金交付申請書」を見
て、児童・生徒が就学する町立の各小・中学校へ提出してください。

前年度に補助金を受けていた世帯の保護者も再度提出が必要となりますので、ご注
意ください。

4 支給方法について

補助金は個人の口座への振込等が行われず、直接給食費へ充当されます。

補助金の認定は原則として4月中旬頃に行い、認定された場合は4月分の給食費から
引き落としが停止される予定です。ただし、その後の審査により、補助金交付対象から
外れることが明らかとなった場合には、4月分に遡って認定を取り消し、補助金の返還
を請求する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

また、この補助金以外の学校給食費に係る公的扶助を申請中である場合は、認定を保
留させて頂く場合がありますので、併せてご承知おきください。

問い合わせ／町立学校給食センター(電話 581-2139)へ

寄居町学校給食費補助金交付申請書

寄居町長 あて

年 月 日

住 所

申請者 保護者氏名

㊞

電 話 番 号

寄居町学校給食費補助金の交付を受けたいので、寄居町補助金等の交付手
続等に関する規則第4条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

補助金限度額（年額）

小学校児童(第1学年)：42,820円	中学校生徒(第1年～2年)：55,000円
小学校児童(第2年～6年)：44,000円	中学校生徒(第3学年)：52,910円

2 補助金対象期間 年 月 分から 年 月 分

3 寄居町に住所を有し、生計を一にしている子（出生の早い順）

出生順	氏名	性別	生 年 月 日	備考
1				
2				
3				
4				
5				

※ただし、保護者が扶養している場合に限りです。

※補助対象は、出生の早い者から順次に数えて第3番目以降の児童等の学校給食費です。

※備考欄には、学校名、学年、その他必要事項を記載。

【調査の同意及び補助金の請求等の委任】

- 1. この補助金の交付決定に係る必要な調査を教育委員会が実施するこ
とに同意します。
- 2. 寄居町から交付される学校給食費補助金の請求、受領及び学校給食
費として納入することに関する一切の権限を学校長に委任します。

保護者氏名

㊞

寄居町学校給食費補助金交付申請書

記入例

令和3年4月9日

寄居町長 あて

住所 寄居町大字寄居1234

申請者（保護者）住所、氏名、連絡先を記入
朱肉を使う印鑑
申請者 保護者氏名 寄居 太郎
電話番号 048-000-XXXX

寄居町学校給食費補助金の交付を受けたいので、寄居町補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により下記のとおり

記

出生の早い順から数えて第3番目以降の児童・生徒となるのは、
三郎（補助金限度額 55,000 円）
よつば（補助金限度額 42,820 円）
よって補助金申請額は
55,000 円 + 42,820 円 = 97,820 円

1 補助金申請額 金 97.820 円

補助金限度額（年額）

小学校児童（第1学年）	42,820 円	中学校生徒（第1学年）	中学校生徒（第3学年）
小学校児童（第2学年～6学年）	44,000 円	中学校生徒（第3学年）	

2 補助金対象期間 令和3年4月分から令和4年3月分

3 寄居町に住所を有し、生計を一にしている子（出生の早い順）

出生順	氏名	性別	生年月日	備考
1	寄居 一美	女	平成0年0月0日	寄居大学1年
2	寄居 二郎	男	平成0年0月0日	寄居中学校3年
3	寄居 三郎	男	平成0年0月0日	寄居中学校1年（年額）55,000 円
4	寄居 よつば	女	平成0年0月0日	寄居小学校1年（年額）42,820 円

※ただし、出生の早い者から順次に数えて第3番目以降に○

※補助対象

※備考欄は、対象となる子の学校名、学年、給食費の年額を必ず記入

※他必要事項を記載

【調査の同意及び補助金の請求等の委任】

- この補助金の交付決定に係る必要な調査を教育委員会が実施することと同意します。
- 寄居町から交付される学校給食費補助金の請求費として納入することに關する一切の権限を学

朱肉を使う印鑑

保護者氏名 寄居 太郎

【対象者】

3人以上の子どもを扶養し、そのうち出生の早い順から数えて第3番目以降の児童・生徒の学校給食費を負担している保護者。
なお、保護者と扶養されている子どもは、ともに寄居町に住所を有し生計を一にしている必要があります。

【対象となる場合の一例】

3人の子を扶養し、3番目の子が該当

保護者 1番目 高校生 2番目 中学生 3番目 小学生 該当する子

4人の子を扶養し、3番目、4番目の子が該当

保護者 1番目 高校生 2番目 中学生 3番目 小学生 4番目 小学生 該当する子

4人の子を扶養し、3番目の子は学校給食を利用していないため、4番目の子が該当

保護者 1番目 大学生 2番目 高校生 3番目 高校生 4番目 中学生 該当する子

扶養している子は3人であり、高校生の子から数え始めるので、3番目の小学生が該当

保護者 1番目 高校生 2番目 高校生 3番目 小学生 4番目 小学生 該当する子

【補助金限度額（年額） 1人当りの給食費】

補助金限度額（年額） 1人当りの給食費（令和3年度）

小学校1年生	42,820 円
小学校2年～6年生	44,000 円
中学校1年～2年生	55,000 円
中学校3年生	52,910 円

※小学校1年生と中学校3年生の給食費の年額は、年度ごとの給食回数増減に伴い変更されます。

【対象にならない場合の例】

- 学校給食費に未納がある。【被扶養者のうち一人でも給食費に未納がある場合は対象となりません。】
- 国又は地方公共団体の負担において学校給食費に係る扶助を受けている。
- 生活実態が認められない。

保護者が3人の子を扶養していても、未就学の場合は対象になりません。

保護者が3人の子を扶養していても、子供が町内に住所を有していない場合は数えず、対象になりません。
※住民票上の住所が寄居町であるだけでなく、実際に寄居町に生活実態があることが要件となります。

保護者 1番目 中学生 2番目 小学生 3番目 未就学

保護者 住所が町外 1番目 中学生 2番目 小学生